

連盟が加入する団体保険の概要

1. 補償内容（詳細はパンフレットおよび約款、特約でご確認ください）

(1) 損害賠償責任を負ったとき

- ①支払限度額 3億円
- ②日本国内外におけるゴルフの練習、競技または指導中の偶然の事故により他人にケガをさせたり、他人の物を破損させたりして被保者が法律上損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

(2) ゴルフ用品の事故

- ①支払対象となります。
- ②ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難およびゴルフ用品の破損・曲損事故が起きた場合に、保険金額を限度に修理費等の損害額をお支払いします。

2. ご自身がケガをされたとき（中部学生ゴルフ連盟主催の競技に限る）

- ①支払対象となります。
- ②ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされた場合に保険金をお支払いします。

3. 事故が起こった場合（詳細はパンフレットおよび約款、特約でご確認ください）

事故が発生したときは慌てず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、中部学生ゴルフ連盟委員会、競技委員長または、

中部学生ゴルフ連盟事務局TEL 052-773-7127へご連絡ください。

保険金請求手続きについて詳しくご案内いたします。

- ①ケガ人の救護（救急車は119番）
- ②損害の発生および拡大の防止
- ③盗難事故の場合、警察へ連絡（警察は110番）
- ④相手の確認
- ⑤目撃者の確認

4. 保険金の支払対象となる例（詳細はパンフレットおよび約款、特約でご確認ください）

- (1) ゴルフ場のティーグラウンドでまわりを確認しないで素振りをしたら、パートナーに当たってケガをさせたとき
- (2) ゴルフプレー中くぼみに足を取られ転倒しケガをしたとき
- (3) ゴルフ場でプレー中に、誤ってクラブを折ってしまったとき
- (4) 中部学連主催競技会の往復路での事故を含む（試合当日のみ）

5. 保険金の支払対象とならない例（詳細はパンフレットおよび約款、特約でご確認ください）

- (1) 自宅駐車場、ゴルフ場やゴルフ練習場以外の場所での盗難
- (2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損
- (3) ゴルフ用品の置き忘れや紛失

6. ●保険事故担当者（取扱代理店）

有限会社ハルコン 担当 春田様

TEL 052-721-0391

〒461-0040 名古屋市東区矢田4-7-7

●保険引受会社

日新火災海上保険株式会社

サービス24（事故受付）TEL 0120-25-7474